

諮問（情）第 49 号

答 申

第 1 審査会の結論

豊滝小学校の統廃合に関して札幌市教育委員会（以下「諮問庁」という。）の職員が保有しているすべての公文書の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対して、札幌市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が行った一部公開決定（以下「原決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯**1 公文書の公開請求**

審査請求人は、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 4 月 10 日付けで、処分庁に対し、全 28 項目にわたる本件請求を行った。

2 原決定及び非公開部分

処分庁は、本件請求において、一度に多くの種類の文書の公開請求があり、対象公文書を短期間に検索、特定することが困難であり、また、対象公文書の内容が複雑で短期間にその内容を整理し公開、非公開等の検討、判断をすることが困難であるとして、条例第 12 条第 2 項の規定により、公開決定等の期限の延長を行い、通知した。

処分庁は、本件請求に係る対象公文書として、全 28 項目のうち 5 項目については次の 6 つの公文書を特定するとともに、残りの 23 項目については公文書不存在による非公開とする原決定を平成 27 年 5 月 22 日付けで行った。

- (1) 豊滝小学校の跡地・跡施設の活用に係る照会の回答起案文書
 - (2) 2015 年 2 月 24 日の教育委員会会議の説明に使用した動画
 - (3) 大古聡学校施設担当部長が前部長から引き継いだ事務引継書（学校規模適正化関係）
 - (4) 大古聡学校施設担当部長が新部長へ引き継いだ事務引継書（学校規模適正化関係）
 - (5) 平成 21 年のへき地学校調査に関する調査書類の情報提供に係る起案文書
 - (6) 2012 年 1 月以降に提出された豊滝小学校から他の小学校への指定変更願
- なお、原決定において、非公開とされた部分は、次のとおりである。

- ・ 上記(5)の文書の情報提供依頼者の氏名
- ・ 上記(6)の文書の児童氏名、性別、生年月日、学年、指定変更先学校名、指定変更期間及びその理由並びに保護者住所、氏名及び電話番号

3 審査請求

審査請求人は、原決定を不服として、平成27年6月17日に、諮問庁に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

- (1) 処分庁が保有する簿冊そのものを点検して、どの文書が廃棄されたものなのか、どの文書が元々作成されていないものであったのかを特定し、明らかにしていただきたい。
- (2) 廃棄文書については、その文書が廃棄されたことを示す記録を公開していただきたい。
- (3) 存在する文書については、すべて公開することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであり、原決定は違法不当であるというものである。

- (1) ほとんどの文書が作成していない、廃棄したとして公開されていない。このような事態は信じがたく、札幌市の公文書管理に係る関係規程に反した事務処理が行われていることになる。
- (2) 文書の公開に当たっては、どの文書の存在を認めるか否かについて、選別が行われているようにも思える。例えば、原決定では不存在としていた「小金湯町内会の文書」が出てきたり、記録が残されていないければ記述できない「いただいたご質問・ご意見に対する回答について」が作成されていたりし、原決定が真正なものとは考えられない。また、開示された文書の中には、数次にわたる教育委員会会議の記録や説明資料も存在していないが、分かっているから出さなくてもいいだろうという恣意的判断が働いていると思われる。学校施設担当部長の事務引継書については学校規模適正化の部分だけが公開され、全部公開をしていない。平成27年度公立義務教育諸学校の教職員定数加配の計画に関する文書も豊滝小学校の統廃合に關す

る文書だったが、その存在を隠していた。

(3) 処分庁が保有する簿冊そのものを点検し、どの文書が廃棄されたものなのか、作成されていないものなのかを明らかにしてほしい。廃棄文書については、廃棄の記録を公開してほしい。存在する文書についてはすべて公開してほしい。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 請求に至る経緯

豊滝小学校の統廃合に関する文書については、平成27年3月4日付けの公開請求で18件、同日付けの別の公開請求で1件の公文書について公開決定をしており、本件請求においては、既に公開決定を行った公文書を除いた6件の公文書について公開決定を行った。

2 審査請求の対象とされた不存在的請求文書

請求文書のうち不存在的により非公開決定をしたものは、大半が内部の事務的な打ち合わせ資料、手書きのメモ、メールでのやり取り等である。

3 不存在的理由

不存在的理由は、それらの文書が作成されていない、又は廃棄したため、保有していないことである。

4 公文書管理について

教育委員会の公文書管理に関する規程は、札幌市公文書管理条例、札幌市教育委員会公文書管理規則及び札幌市教育委員会事務取扱規程である。本件審査請求において審査請求人が公開を求めている文書は、いずれも事案が軽微又は軽易なものであり、それらが作成されていない、又は随時廃棄が行われていたとしても、上記の関係規程に沿った事務処理であり、規程違反はない。

審査請求人は、不存在的とされた請求文書について、作成していないのか廃棄したのかを明らかにすることと、廃棄した場合の廃棄記録の公開を求めている。しかし、教育委員会を含む札幌市では、公文書を原則としてフォルダ、バインダといった簿冊単位で管理し、文書の廃棄も簿冊単位で行っていることから、簿冊に綴られた文書の1件ごとの記録は存在しない。このため、現存しない文書について、廃棄されたのか、作成されていないのかを特定することはできない。また、軽易なメモ、メール等の1

年以上保存する必要がない公文書は、いわゆる随時廃棄文書として職員が個々の判断で個別に廃棄している。これらについても個別の廃棄記録は存在せず、また、作成していないことを証明することは困難である。

5 その他

「小金湯町内会の文書」については、諮問庁において公開が遺漏していたため、審査請求人からの指摘を受けて、速やかに公開した。

「いただいたご質問・ご意見に対する回答について」は、処分庁の職員が地域の方とお会いした際に口頭でいただいた質問に後日文書回答したものである。地域の方との面会時には手書きのメモを取っていたが、内容はそれまで何度もお聞きしたものであったことから、確認後速やかに廃棄したものである。記録が残されていないければ記述できないというのは、審査請求人の個人的な見解に過ぎない。

「教育委員会会議の説明資料」については、2015年2月24日の教育委員会会議で使用した説明資料やビデオ映像は既に公開している。

「学校施設担当部長の事務引継書」については、引継部分の全部でなく学校規模適正化の部分だけが公開されているとの指摘であるが、本件請求に係る公開請求書の別紙には、「豊滝小学校の統廃合に関して教育委員会が保有する文書の公開を下記のとおり求める」とあったため、当該部分を公開したものである。

「平成27年度公立義務教育諸学校の教職員定数加配の計画に関する文書」については、豊滝小学校も含まれているが、この文書は、市内の各学校における教員配置について北海道教育委員会に札幌市教育委員会が申請したものである。この文書は、学校の運営や人事管理に係る文書であり、本件請求の豊滝小学校の統廃合に関する文書に該当するとは考えていない。

いずれにしても、職員が対象公文書を恣意的に選別しているということはなく、本件請求の時点で現存していた公文書については、非公開部分を除きすべて公開している。

第5 審査会の判断

1 検討にあたって

本件審査請求は、諮問庁が保有しないと主張する文書について、審査請求人がその存在を主張し、公開を求めるというものである。

当審査会としては、本件処分に係る適否の判断を行うに当たり、諮問庁が文書の不存在を立証することは困難なことから、諮問庁の主張及び説明の合理性について判断

することとする。

2 原決定で不存在とされた請求文書

原決定において不存在とされた請求文書は、全28項目のうち23項目の文書であり、大半は内部の事務的な打ち合わせ資料、手書きのメモ、メールでのやり取り等である。

3 事情聴取における諮問庁の説明

事情聴取における諮問庁の説明によると、次のとおりであった。

- (1) 豊滝地域の説明会における意見交換の内容が分かる録音、筆耕等については、2回の説明会の内容、発言、質疑等を詳細に取りまとめ、文書にして地域に回覧しており、その文書や起案は、既に審査請求人に公開している。回覧文書の作成に当たっては、適宜町内会長等に確認していたが、最終版の文書が完成した時点で、その途中のやり取り、録音データ等は廃棄している。これ以外の同様の文書についても、最終版の文書は公開しているが、その作成中の段階の文書、やり取りについては、同様に廃棄している。
- (2) 2015年2月17日の豊滝小学校の統廃合に関する起案文書については、当該起案文書は公開しているが、当該起案文書を作成する以前の内部の話し合いの内容、メモ等については、廃棄している。
- (3) 軽易なメモ、メール等は、1年以上保存する必要がない随時廃棄文書として、職員が個々の判断で廃棄している。
- (4) 「小金湯町内会の文書」が公開決定から遺漏した原因は、この文書が諮問庁あてのものではなかったため、庶務関係の文書の簿冊に綴っていたことから、対象公文書の検索の際に遺漏したものである。

4 審査会の判断

上記の諮問庁の主張及び説明について、特に不自然・不合理な点は認められず、当審査会としては、原決定において不存在による非公開決定をされた請求文書の存在を確認することはできなかった。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審議経過

審議経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 経 過
平成27年 8月14日	諮問書及び諮問庁の一部公開決定理由説明書を受理
平成27年 8月19日	審査請求人に諮問庁の一部公開決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成27年 9月 9日	審査請求人の意見書を受理
平成27年 9月11日	諮問庁に意見書を送付
平成27年10月15日 (第141回審査会)	審議（事案の経過・概要等）
平成27年11月13日 (第142回審査会)	審査請求人からの意見聴取、諮問庁からの事情聴取及び審議
平成27年12月 3日 (第143回審査会)	審議
平成27年12月 7日	答申